次期生物多様性国家戦略(骨子案)の構造

本戦略の背景

世界的潮流(ポスト枠組、コロナ、気候変動、人口減少、社会変革の必要性の認識)、位置づけや役割

第1部: 戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

・国際的な報告書で指摘されている**損失の直接要因**(土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種)とその背景にある**間接要因**(社会経済活動)等、**世界的なトレンドと課題**を記述。

第2節 我が国の現状と動向

- ・JBO3、S-15等を踏まえた我が国の生態系別の生物多様性の現状と将来予測
- ・生物多様性の4つの危機(開発等、働きかけの縮小、外来種・汚染、気候変動)
- ・その**背後にあるもう一つの危機**(生物多様性への認識や関心の低さ(主流化されていないこと))

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題、の関係の整理
- ・国家戦略で取り組むべき5つの課題(①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)、④生活・消費の活動へのの生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)、⑤取組を支える基盤整備と国際連携の推進)

第2章 本戦略の目指す姿

第1節 自然共生社会の理念

・「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像(長期目標)

- ・2050年ビジョン『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標(2030年ミッション)

・「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」ネイチャーポジティブ

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・**5 つの基本戦略**(①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)、④生活・消費の活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進)
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における3つ(以内)のあるべき姿(状態目標)
- ・基本戦略ごとに設定する2030年に向けた5つ(以内)の行動目標
- ・行動目標ごとの指標と数値目標

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- **7 つの考え方**(①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、 ④ランドスケープアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働)
- 第2節 進捗状況の評価及び点検
- 第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み
- 第4節 各主体の役割

第2部:行動計画

第1章~第5章 取組の柱の関連施策

- ・5つの基本戦略ごとに設定された行動目標ごとに関係省庁の関連する施策を網羅的に整理
- ·行動目標ごとに「基本的考え方」を示し、施策の位置づけを明確化

第3部/付属書:本戦略の背景にある基礎的情報

- ・生物多様性の重要性や生態系サービスの説明 ・制度概要解説 ・100年計画や詳細なグランドデザイン
- ・30by30ロードマップ 等

次期生物多様性国家戦略骨子 (案)

次期国家戦略の背景

生物多様性の重要性、次期国家戦略の役割を以下の視点から俯瞰的に記述。

【世界的な潮流】

- ・持続可能な社会の土台との認識 (SDGs ウェディングケーキ図、プラネタリーバウンダリー)
- ・気候危機と一体的に取り組むべき世界的課題
- ・社会変革の必要性の認識とポスト 2020 生物多様性枠組の採択

【我が国の置かれた状況、社会の変化】

- ・COVID-19 による人と自然の関係の見直しが求められる状況 (サプライチェーンを通じた世界の生物多様性への影響を含む)
- ・人口減少社会における豊かでレジリエントな社会作りの必要性
- ・2050 カーボンニュートラルや Society 5.0 に関する動きなどとの統合的な対応

【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

- ・生物多様性条約・生物多様性基本法と生物多様性国家戦略(これまでの策定経緯等を含む)
- ・環境基本計画その他関連する計画を踏まえた生物多様性国家戦略
- ・ポスト 2020 生物多様性枠組を含む世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、我が国において取り組むべき事項を掲げる

【次期国家戦略のポイント】

- これらの背景を踏まえた次期国家戦略のポイントを簡潔に記述
- ・人と自然の関係を再構築することが求められている局面にあることを強調

第1部 戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

1 現状と評価

IPBES 地球規模評価報告書等をもとに、世界の生物多様性及び生態系サービスの現状について記載する。

【記載のポイント】

- ・自然の保全と持続可能な管理の取組は進展したが、生物多様性の損失と生態系サービスの劣化は進行。
- ・生物多様性の損失要因には、直接要因だけではなく間接要因があり、過去 50 年で生物多様性の損失は増大している。

直接要因(土地・海域利用変化、直接採取、気候変動、汚染、侵略的外来種)間接要因(人口と社会文化、経済と技術、制度とガバナンス、紛争と伝染病)

・生物多様性損失を止め回復させるためには、経済・社会・政治・科学技術における 横断的なアプローチによる社会変革が必要。

2 これまでの取組とポスト 2020 生物多様性枠組に関する動向

(1)愛知目標の評価と「自然と共生する世界」(2050年ビジョン)に向けた動向

愛知目標の達成状況について地球規模生物多様性概況第5版(GB05)をもとに記載するとともに、2050年ビジョンである「自然と共生する世界」の実現に向け、気候変動や食料システムなど様々な施策との連携が必要である点を、各種報告書(IPBES 及び IPCC による報告書、WEF による報告書、ダスグプタレビュー、ランセット報告書等)を用いて記載。

【記載のポイント】

- ・愛知目標で完全に達成できた目標はなく、自然との共生に向けては8つの分野における移行が重要。
- ・特に、気候変動対策との統合的な対策の重要性とトレードオフの回避の必要性、持続的な食料システムの必要性、新型コロナウイルスのパンデミックを踏まえたワンヘルス・アプローチによる予防的な対策の重要性、森林減少ゼロなどを含む土地利用に関連した議論、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復させるネイチャーポジティブに向けた議論について着目し、近年の動向を整理。
- ・これらに共通する考え方として、自然を活用した解決策 (NbS) を挙げ、関連する動向を記載。

(2) 生物多様性とビジネスをめぐる動向

経済分野における生物多様性に関する評価や、情報開示等に関する近年の動向を記載。 【記載のポイント】

- ・生物多様性の損失は世界的にも重要なリスクであり、持続可能な経営のためは、経営 層の認識や価値観、生物多様性の経済への内部化などの変革が必要。
- TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) や SBTs for Nature (Science Based Targets for Nature) といったリスク評価、情報開示、目標設定等の国際枠組みの進展について記載。
- その他諸外国の動向(欧米のタクソノミー規制等)の動向について記載。

(3) ポスト 2020 生物多様性枠組の採択

COP15 におけるポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた生物多様性条約、G7、G20 等における議論の経緯について記載するとともに、ポスト 2020 生物多様性枠組で設定された目標及びそのモニタリングシステム、その他の合意事項について記載。

【記載のポイント】

- ・「リーダーによる自然への誓約 (Leaders' Pledge for Nature)」や「自然と人々の ための高い野心連合 (High Ambition Coalition for Nature and People) への我が 国の参加表明、「G7・2030 年自然協約 (G7 2030 Nature Compact)」等について記載。
- ・ポスト 2020 生物多様性枠組において設定された目標及びモニタリングプロセスの概要、ポスト枠組以外の COP15 の成果を記載。

第2節 我が国の現状と動向

1 現状と評価

(1) 日本の生物多様性の特徴

生物多様性国家戦略 2012-2020 や「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JB03)」を踏まえ、陸域及び海域の地理的特徴や人間活動に起因する生物相の特異性など、我が国の生物多様性の特徴を記載する。

【記載のポイント】

- ・地理的特徴(南北の広がり、標高差、四季、EEZ の広さと島嶼の多さ、火山噴火・河川 氾濫による攪乱など)に起因する豊かな生物相、固有種の多さ
- ・人間活動に起因する豊かな生物相(里山など)

(2)現状

① 生物多様性

JB03 の結果や、自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 等の情報を踏まえ、 我が国の生物多様性の状況を記載する。

【記載のポイント】

- ・我が国の生物多様性は、過去 50 年間損失し続けていることを、生態系(森林、農地、 都市、陸水、沿岸・海洋、島嶼)別の評価、レッドリスト掲載種の状況等を踏まえ整 理。
- 気候変動による影響の顕在化など、近年の科学的知見を踏まえて明らかとなった生物 多様性の変化について記述。

② 生態系サービス

JB03 の結果等を踏まえて、新たに我が国の生態系サービスの状況を記載する。

【記載のポイント】

・様々な自然の恵みの享受によって、社会は物質的には豊かになった一方で、生態系サービスは過去 50 年間で劣化傾向にあることを、食料の自給率等を含めた生態系サービス別の状況等を踏まえ整理。

(3) 将来予測

「社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価(環境研究総合推進費 S-15)や JB03 の結果等を踏まえて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの将来予測について記載する。

【記載のポイント】

・気候変動が我が国の生物多様性の状況に大きな変化をもたらす可能性があると同時 に、社会経済状況の変化もまた我が国の将来的な生物多様性や生態系サービスに影響 を与えることが指摘されていることを、最新の知見をもとに整理。

(4)日本の生物多様性が直面する4つの危機(直接要因)

- ○現行戦略に示された生物多様性の4つの危機に関して、IPBES の地球規模評価報告書で整理された直接要因との関係性等も踏まえて説明する。
- ○JB03 の結果等を踏まえ、危機の現状について記載する。

【記載のポイント】

① 第1の危機 (開発など人間活動による危機)

- ・IPBES により整理された直接要因のうち、土地と海の利用の変化、生物の直接採取を含む。
- ・開発による生態系への圧力は低下しているものの、過去の生態系改変の影響は継続する可能性があることに加え、相対的に規模の小さい改変は続いていることなどを整理。

② 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)

・耕作放棄地面積の増加などによる里地里山のモザイク性の消失の懸念や、二次林の利用・管理の低下による影響などを整理。自然資源利用の縮小等がもたらした一部の鳥獣が増加しやすい環境の創出と深刻な鳥獣被害の発生について記載。

③ 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

- ・ IPBES により整理された直接要因のうち、汚染、外来種の侵入を含む。
- ・汚染物質の影響の改善状況や懸念される点、侵略的外来種による在来種への影響等に ついて整理。

④ 第4の危機(地球環境の変化による危機)

- ・ IPBES により整理された直接要因のうち、気候変動にあたる。
- ・野生生物の分布域の変化など、すでに顕在化している影響や、今後予測される影響に ついて整理。

(5) 危機をもたらす社会経済要因(間接要因)と根本的な要因としての5つめの危機

- ○4つの危機をもたらす社会経済要因(経済成長や人口動態、産業構造の変化など)について、IPBES の地球規模評価報告書で整理された間接要因との関係性や社会変革の必要性等も踏まえて説明する。
- ○これらの社会経済要因の背後にある生物多様性への認識や関心の低さ及び社会経済に生物多様性を内部化する枠組みが十分構築されていないこと(主流化されていないこと) を「第5の危機」として際立たせて記載する。

【記載のポイント】

① 経済成長(主に第1の危機の背景)

・GDP の拡大の中で工業製品出荷額、建設投資額、宅地面積の増大などが起きたこと、現在では急激な開発が弱まっているが、新たな開発の継続や過去の開発による影響が残ることなどを記載。

② 人口(主に第1、第2の危機の背景)

・明治以降の急速な人口増加と、近年の総人口の減少及び無居住地化などについて記載。

③ 産業構造の変化(主に第2、第3の危機の背景)

・一次産業従事者の減少と高齢化、農薬、化学肥料の利用状況の変化、エネルギー源のシフト (薪炭の利用減)などについて記載。

④ 経済・社会のグローバル化(主に第3の危機の背景、他国への影響)

・食料等の自給率の低下と輸入額及び物流量の増大、ペットなどの大量輸入などについて 記載。また、我が国における海外自然資源の消費が、海外の生物多様性と生態系に影響を与えていることについて記載。

⑤ 根本的な要因としての「非主流」(全ての危機の根底にある第5の危機)

- ・生物多様性についての認識の低さなど、持続可能な社会への変革に向けて対処が必要な 個々人の価値観と行動の状況について記載。
- ・ (1) から (4) の変化を受けて自然との関係が希薄になり、それによる価値観と行動 の変容が起きていることを記載。

2 これまでの取組と生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果

生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果や、JB03 の結果等を踏まえ、我が国における 生物多様性の保全と持続可能な利用に係るこれまでの取組の状況について記載する。

【記載のポイント】

- ・国別目標の達成に向けて 様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言 えず、更なる努力が必要とされたこと。
- ・生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と 行動に変化を引き起こすため新たな取組が必要とされたこと など

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

ポスト 2020 生物多様性枠組や世界と日本のつながりの中での課題、国内の課題を踏まえ、次期国家戦略で取り組むべき課題を整理。

【記載のポイント】

(1)世界目標への対応

- ・ポスト 2020 生物多様性枠組の各目標への対応
- ・国際的に連携した取組の必要性
- ・生物多様性とビジネスをめぐる国際動向への対応 など

(2)世界と日本のつながりの中での課題

- ・世界規模での人口増加と国内における人口減少を踏まえた自然資源利用への対応
- ・消費行動・サプライチェーンを通じた海外の生物多様性への影響
- ・グローバル化による外来種の影響拡大 など

(3) 国内での課題

- ・少子高齢化による自然資源の管理の担い手の減少への対応
- ・保護地域以外の保全と持続可能な生産活動、自然資源の持続可能な利用
- ・データ基盤の整備による多様な主体の活動促進
- ・生物多様性への無関心への対応 など
- ○上記の整理を踏まえ、生物多様性国家戦略において取り組むべき5つの課題を掲げる。 【記載のポイント】

① 生態系の健全性の回復

生物多様性の損失速度は緩和しているが回復軌道には乗っておらず、今後、さらに気候変動による影響の増大等も懸念される。このため、生態系の健全性を回復させることが必要。

② 自然を活用した社会課題の解決

人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえて人と自然の関係のあり方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を活かした社会課題解決を図ることが必要。

③ 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)

生物多様性の損失は、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出等の直接要因の他、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった間接要因による生物多様性への負荷に対処しなければ止まらない。また、ビジネスにおける生物多様性の保全をリスクでなく機会ととらえ、保全に資する技術・製品・サービスを開発・展開することは、持続可能な経済活動の基盤の維持・増進につながる。持続可能なビジネスのためには、生物多様性・自然資本への配慮が不可欠であり、このため、生物多様性の観点をビジネスに浸透させることが必要。

④ 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)

生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様性の価値を内部化していない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す枠組み作りを検討し、一人ひとりの具体的行動つなげていく必要がある。

⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- ・国内における生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられており、それらの 主体による取組や連携を促す地域レベルでの計画の策定、情報・技術の整備・発信、 人材育成、支援等が必要。
- ・我が国の海外への資源依存の状況を踏まえ、国を超えた保全と持続可能な利用に係る 協調的な取組や情報・技術の共有が必要であり、国際連携は基盤となる。

第2章 本戦略の目指す姿

第1節 自然共生社会の理念

生物多様性国家戦略 2012-2020 に引き続き、自然共生社会の理念として「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を掲げる。

【記載のポイント】

- ・自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と 循環に基づく自然の理(ことわり)に沿った行動を選択することが重要。
- ・自然を次の世代に受け継ぐ資産としてとらえ、その価値を的確に認識して、自然を損なわない持続的な社会に変革していくことが必要。
- ・自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げていくことにより、 自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を構築する。

第2節 目指すべき自然共生社会像(長期目標)

- ○第2章第1節で掲げた理念を踏まえ、本戦略における長期目標(2050 年ビジョン) 及びその下での社会像を掲げる。
- ○2050 年ビジョンは、生物多様性国家戦略 2012-2020 及びポスト 2020 生物多様性枠組 を踏まえて設定する。

【2050年ビジョンの記載ポイント】

2050年ビジョンは、生物多様性国家戦略 2012-2020 及びポスト 2020 生物多様性枠組におけるビジョンに係る議論を踏まえ『「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』を掲げることが考えられる。

【社会像の記載ポイント】

①生存基盤となる多様で健全な生態系が確保された社会

それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。

②自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

- ・生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。
- ・多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵 みを引き出す知識や技術などの文化が次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活 性化している社会。

③生物多様性の主流化による変革がなされた社会

生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、公共部門、 民間部門、そして、一人ひとりの行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が内 部化されている社会。

第3章 2030年に向けた目標

第 1 節 2050 年ビジョンの達成に向けた短期目標(2030 年ミッション)

- ○第2章第2節で掲げたビジョンの達成に向け、次期国家戦略の計画期間である 2030 年までに達成すべき短期目標(2030 年ミッション)を掲げる。
- ○2030 年ミッションは、生物多様性国家戦略 2012-2020 及びポスト 2020 生物多様性枠組 その他の国際枠組み等を踏まえて設定する。

【2030年ミッションのポイント】

・ポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて設定することとするが、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せて人々と地球双方にとって利益となるようなネイチャーポジティブを掲げることが考えられる。

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ○2030 年ミッションの達成に向け実施すべき具体的な取組の柱として、基本戦略を掲げる。
- ○生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果や、次期生物多様性国家戦略研究会報告書で示された3つのポイント(※)、ポスト 2020 生物多様性枠組の議論を踏まえて、5つの基本戦略を設定する。
- 1 生態系の健全性の回復
- 2 自然を活用した社会課題の解決
- 3 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)
- 4 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)
- 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
- (※) 次期生物多様性国家戦略研究会報告書で示された3つのポイント

「自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復」

「人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決」

「ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映」

- ○基本戦略では、実施すべき取組の方向性や具体的な内容について記載する。
- ○基本戦略ごとに、2030 年までに達成すべき状態を示す目標(状態目標)及び実施すべき行動を示す目標(行動目標)を設定する。

1 生態系の健全性の回復

【実施すべき取組の方向性】

○生態系の健全性の観点から、人と野生生物の適切な関係の構築に向けて、特徴的な地域 個体群など遺伝的多様性の保全の観点も踏まえつつ、鳥獣、希少種、侵略的外来種等に 焦点を当てたこれまでの取組を横断的に見直し、野生生物の保護・管理を強化する。

- ○保護地域の区域等の見直し・拡張等と「保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域 (OECM)」の認定の促進を図るとともに、これらの効果的な連結の確保や自然再生等を 進めることにより、生物群集全体の保全の観点から生息・生育・繁殖地の確保を進める。
- ○30 by 30 の達成を含め、保護地域内外における保全及び持続可能な利用の強化と、森・里・川・海の連続的で多様な生態系のネットワーク化を図る。
- ○人口減少社会における長期的な土地利用のあり方や生産の現場における生物多様性の 主流化を踏まえて農地や都市部も含めた生態系の健全性を回復させる。
- ○生息・生育・繁殖環境の保全や生物多様性を主流化した農林水産業を広める。
- ○国土全体での土地利用・管理のあり方を見直すとともに、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装、健全な水循環の確保、海の再生・保全など、自然と共生する地域づくりを推進し、生態系ネットワークの構築や30by30の達成への貢献を進める。

【具体的な取組】

- ○30by30 達成と、多様な生態系のネットワーク化に向け、生物多様性保全上の価値等を 「見える化」する手法の構築を図る。
- ○保護地域内外において、鳥獣保護管理、生息・生育・繁殖地の劣化・減少に対応した希 少種保全や、侵略的外来種の侵入初期対策など、これまで実施してきた施策をさらに強 化する。
- ○これらに加えて、絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種についても、現状を把握すると ともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を図る。
- ○野生生物(交雑個体を含む)の人為的な野外放出が遺伝的多様性への著しい支障を生じさせないよう、その取扱いにあたって考え方を整理し、必要な取組を講じる。
- ○国立・国定公園等の保護地域の指定・拡張等、自然及び利用環境の質を向上させるため の保全・管理に関する取組の充実や管理体制の強化を図る。
- ○保護地域内外において、森林・里地里山・河川・湖沼・湿地・沿岸・海洋域・都市緑地 等における国や地方公共団体による保全・管理に関するこれまでの取組を強化する。
- ○OECM に関して、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然 共生エリア(仮称)」として認定していくとともに、地域主体での取組を一層促進する ために、個人・団体等が参加しやすいインセンティブの創出をはじめとする施策を強化 し、様々な保全利用施策を統合化する。また、関係省庁が所管している制度や管理して いる地域においても、OECM の設定の検討を進める。
- ○劣化した生態系の回復や自然の質を向上させるため、自然再生を推進する。また、保護地域内外において、天然生林の保全管理や多様な森林整備、草原の再生・維持管理、河川における自然再生、生物多様性に配慮した都市緑地の造成等の自然再生を推進し、奥山から都市・海域に及ぶ生態系ネットワークの構築・維持を図る。
- ○農業における化学農薬・化学肥料の使用量の低減、ランドスケープ・流域の状況に応じた有機農業や環境保全型農業の推進、水路や畔や防風林などを含めた農村景観全体の保

全等により、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。

- ○都市緑化の推進及び緑地の適切な保全、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出、 広域的な生態系ネットワークの形成、ブルーカーボン生態系の活用等を通じ、グリーン インフラの社会実装を推進する。
- ○河川環境整備や合流式下水道の改善等による公共用水域の水質改善、流域の地域住民等 と協働した取組による水環境への関心・理解の醸成等を通じ、健全な水循環の確保を推 進する。
- ○干潟等の海域環境の保全・再生・創出、漂流・漂着ごみ対策等の海岸環境の保全等を通 じ、海の再生・保全を推進する。
- ○これらの取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関連する施策を所管する関係省庁の連携体制を構築する。

【状熊目標】

○「1 生態系の健全性の回復」においては、生態系や生物多様性の状態に関する目標を 設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では生態系の面積や連結性、絶滅危惧種の 選定状況等が挙げられている。)

【行動目標】

○「1 生態系の健全性の回復」の状態目標を達成するための行動目標を設定する。 (参考:次期生物多様性国家戦略研究会報告書では保護地域や OECM の面積や管理状況、 希少種の保全状況、侵略的外来種対策の実施状況等が挙げられている)

2 自然を活用した社会課題の解決

【実施すべき取組の方向性】

- ○自然環境を社会・経済・暮らしの基盤としてとらえなおし、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる NbS を進める。
- ○NbS の考え方を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの社会実装を官民連携・分野横断により推進する。
- ○気候変動をはじめとする諸課題への対策との間での生物多様性とのシナジーを最大化 し、トレードオフを最小化することで、諸課題との統合的解決を目指す。
- ○里地里山や里海において、自然資源を活用した交流・関係人口の創出による都市と農山 漁村のつながりの拡大や、観光、再生可能エネルギーをはじめとする自然資本・生態系 サービスを活かした経済活動促進、人口減少を見据えた長期的な視点での農地管理等の 新たな維持管理を進める。

○野生鳥獣との適切な距離を保ち、人と野生鳥獣が棲み分けるための空間を創出するとと もに、ビジネスにおける浸透や一人一人の行動変容も促す。

【具体的な取組】

- ○自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」のもとでの田園回帰、働き方改革、デジタル田園都市国家構想等の動きをとらえ、都市と農山漁村・自然の観光地とのつながりの拡大を促進するとともに、里山未来拠点の形成を進める。国立公園等においても、観光ビジョン等の動きをふまえ、自然体験活動の促進や利用拠点の滞在環境の上質化等を図る「国立公園満喫プロジェクト」等により、自然環境の保護と利用の好循環を形成し、自然を活かした豊かな地域作りにつなげる。これらにより、地域づくりに NbS の考え方を取り入れ、より豊かな地域の活性化を目指す。
- ○その際、人口減少による社会の変化に対応し、空間的余裕の活用や自然再生を含め、気候変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」の実装を推進する。また、生物多様性の保全に貢献しつつ多様な生態系サービスをもたらす区域の OECM としての設定を進め、保全を図る。
- ○産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活動 の拡大等を通じて、グリーンインフラの社会実装を推進するための環境整備を強化す る。
- ○中山間地域等において深刻な課題となっている野生動物との軋轢解消に向けた効果 的・効率的な鳥獣管理や、里地里山の管理を通じた人と自然の棲み分け(ゾーニング) の取組を進める。
- ○気候変動対策と生物多様性保全とのシナジー強化(吸収源対策としての自然生態系の保全・再生やバイオマス資源の活用など)とトレードオフの軽減(再生可能エネルギーの導入における生物多様性や自然景観への影響回避・配慮など)を図り、自然の恵みの持続的な享受と気候変動対策の両立を図る。その観点から、再生可能エネルギー施設の設置を促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方について、将来的な国土利用のあり方を示した上で整理を行い、適切な立地選択(ゾーニング)や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、適地に誘導する。

【状態目標】

○「2 自然を活用した社会課題の解決」においては、社会課題を解決するための生態系からの恵み(生態系サービス)の享受と、生態系からの負の影響(ディスサービス)の状態に関する目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では生態系サービスの活用・享受の状況や 気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー・トレードオフの状況、鳥獣被 害の状況等が挙げられている)

【行動目標】

○「2 自然を活用した社会課題の解決」の状態目標を達成するための行動目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では Eco-DRR 等の効果の定量化や、都市と 農山漁村のつながりの状況、気候変動対策にも資する自然再生の実施状況等が挙げられ ている)

3 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)

【実施すべき取組の方向性】

- ○事業活動が、自然資本に依存しており、現状のまま生物多様性の損失と生態系サービスの劣化が進めば、経済活動が持続不可能になることを認識し、自然資本の持続可能な利用や、ネイチャーポジティブに繋がるよう、外部不経済を内部化する。その結果として、ネイチャーポジティブと持続可能な経済活動を実現する。
- ○そのため、企業が、自社の事業活動が自然資本や生物多様性に及ぼす影響や依存度を適切に評価することで、企業経営上のリスクと機会を分析し、事業戦略に組み込んでいくよう、枠組みの構築を図る。
- ○事業会社が、サプライチェーンを含むバリューチェーン全体における生物多様性への負荷削減に取り組むことや、生物多様性の保全に資する技術・製品・サービスを開発及び 展開することを支援する。
- ○金融機関や証券会社において、生物多様性の観点を盛り込んだ ESG 投融資が行われるよう取組を推進する。
- ○これらの取組のベースとして、企業活動による生物多様性への影響及び生物多様性の損失による企業活動への影響の定量的な評価、並びに科学的根拠に基づく目標設定、情報開示が加速するような体制作りを行う。
- ○上記に加え、国際規格 (ISO) などの国際的な民官主導のルール作りに積極的に関与する。その際には、我が国のみならず、アジア諸国などと連携して対応する。
- ○持続可能な農林水産物の生産、サプライチェーン管理やトレーサビリティ確保、情報開示・目標設定等において、気候変動や、プラスチックの資源循環等をはじめとする循環 経済等各種分野との連携を図る。

【具体的な取組】

○企業活動と生物多様性・自然資本の関係をわかりやすく整理したガイドライン等を作成・普及することで、生物多様性に関するインパクト把握の必要性の理解を促進する。 そのため、ポスト 2020 生物多様性枠組や各種のイニシアティブ、国際的な先進事例情報を適宜収集の上、随時分かりやすく発信する。

- ○TNFD、SBTs for Nature、ISO 等の生物多様性保全に資する国際枠組みへの積極的な参加や、国内検討体制の整備等を通して、我が国の有する知見や技術が適切に反映されるような国際的なルールメイキングへの関与と、我が国企業における能動的なインパクトの定量評価や科学的根拠に基づく目標設定、情報公開を促進するためのガイダンス等の作成を進める。その際には、アジア諸国をはじめとする各国との連携についても検討する。
- ○自然資本に関するリスクや機会を含め、持続可能なサプライチェーンの構築やトレーサビリティの確保に向けた実証事業や枠組みに関する検討を行う。
- ○気候変動等、他の分野との連携を念頭に、我が国企業の有する生物多様性の保全に資する技術・製品・サービスに関する情報を収集し、国際展開に向けた支援を検討する。
- ○2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)を通じて、企業への情報提供及び企業による自主的取組を促進する。
- ○30by30 実現に向けた有志連合の形成やプラットフォームの構築、業界単位での自主的な取組及び先進企業によるトップランナーの取組を推進するとともに、生物多様性クレジットのスキーム検討等により、生物多様性保全の価値の見える化・証券化を図り、経済的インセンティブを提供する。
- ○国際的な DSI(遺伝資源に関する塩基配列情報)の議論も注視しつつ、ABS の理念を踏まえて、生物資源を持続可能な形で有効に活用するとともに生物多様性の保全に貢献するような取組を促進する。
- ○TNFD や OECM 等の動向も踏まえ、グリーンインフラの社会実装を通じたグリーンボンド 等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンスや ESG 投資の拡大を図る。

【状熊目標】

○「3 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)」においては、社会経済システム(とりわけ民間企業の事業活動)における生物多様性への負荷削減及び生物多様性の価値の統合の状態に関する目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、企業経営における生物多様性の内部 化の状況や生産・消費活動による生態系への負荷、ESG 金融に関する状況等が挙げられ ている)

【行動目標】

○「3 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)」の状態目標を達成するための行動目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、企業の事業活動による生物多様性への影響/貢献に関する評価・情報開示の状況や、廃棄物等の削減に関する状況等が挙げられている)

4 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)

【実施すべき取組の方向性】

- ○企業による活動に加えて、社会全体における諸活動が、自然資本や生物多様性の持続的 利用や、自然と社会の共生につながるように、各ステークホルダーの取組を促す枠組み の検討を推進する。
- ○自然資本や自然の恵み、自然との共生といった、一人ひとりの生活と自然の結びつきが より明確となる概念整理を行い、普及啓発につなげる。
- ○生物多様性の保全が SDGs の達成につながるという認識をより一層向上させるため、デジタル技術等も活用しつつ、学校教育やリカレント教育、観光等を通じた普及啓発や自然とのふれあい、保全活動への参加促進等を図る。そうした活動やビジネスに資する自然に係るデータを整備する。
- ○これに加え、「良い暮らしについての多様な観念の受容」の観点から、自然が人の肉体的・精神的な心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で学び、遊ぶことのみならず、働くことや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促す。
- ○保全活動エリアの把握から、具体的な保全管理手法の提示、保全活動効果の評価まで、 一気通貫に生物多様性を「見える化」することにより、個人や団体の保全活動や寄付等 を促進する。
- ○認識の向上を生物多様性に配慮した具体的行動につなげるため、ナッジ等を活用した行動変容に関する取組を行う。
- ○一人ひとりの持続可能な消費や生物多様性に配慮した生産活動についての理解を深め、 責任ある選択を促すため、脱炭素や食品ロス、プラスチックの資源循環等をはじめとす る循環経済等と連携したサプライチェーンを通じた環境負荷の見える化や選択肢を提 供する。

【具体的な取組】

- ○学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の機会を拡大する。
- ○2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)を通じて、地域の主体における連携促進を 進めるとともに、行動変容について検討する場を設け、ナッジ等の考え方を活用し、行 動科学的な観点から消費や寄付等の一人ひとりの行動を変容する施策の検討とその実 施を進める。
- ○国立公園、エコツーリズム推進全体構想認定地域等における自然資源(自然資源と関連 した地域の文化伝統含む)を活用した自然体験活動の促進や、持続可能な農林水産業の 体験活動の促進を図る。
- ○生物多様性に係るオープンデータを提供し、民間等における国民向けの新たなサービス 提供等を促進する。
- ○生物多様性保全上の価値等を地図上で「見える化」する手法の構築を図る。

- ○人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地空間や親水空間へのアクセスや日常的な自然体験の機会を増加させられるよう、都市部や都市近郊での緑化の推進や緑地の適切な保全など、グリーンインフラの活用を推進する。
- ○脱炭素、プラスチックの資源循環等をはじめとする循環経済等の分野との連携した、持続可能の消費の観点からの生物多様性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示等を踏まえた選択を促す。
- ○グリーンライフ・ポイントなど、経済的手法による消費行動の変容を促すための取組や その活用を検討する。

【状熊目標】

「4 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)」においては、社会全体で生物多様性を保全する意識を醸成し、一人ひとりが保全につながる行動を実行している状態に関する目標を設定する。

(参考:次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、生物多様性の理解や自然への関心度、 持続可能な製品の選択、自然体験の普及状況等が挙げられている)

【行動目標】

○「4 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)」の状態目標を 達成するための行動目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、学校及び社会教育施設における生物 多様性に関する教育の機会、自然とふれあう機会の提供、持続可能な消費の状況等が挙 げられている)

5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

【実施すべき取組の方向性】

- ○生物多様性損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、我が国の生物多様性及び生態系 サービスの総合的な評価のための調査・研究を行い、全国的、あるいは地域的な観点か ら取組の成果を評価する。
- ○企業や地方公共団体における生物多様性・自然資本によるインパクト評価、情報開示データの標準化、API 連携等を進める。その際には、気候変動や循環経済等他分野との連携も視野に対応する。
- ○施策立案、地域における生物多様性保全の取組、及びその評価における生物多様性情報 の活用を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備を推 進するとともに、それらのデータを多様な主体の目的に応じて、適切かつ迅速に利活用 できるよう、情報提供の基盤・体制を充実・強化する。併せて、データの利用目的に適 ったデータ品質を確保する。
- ○地域レベルでの生物多様性保全を推進するため、関連する地域計画(環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計画等)との連携や広域連携による生物多様性地域戦略

- の策定の促進、取組を担う人材の育成や地域における活動支援を推進する。
- ○生物多様性保全に不可欠なモニタリング等に係るデジタル技術等の開発支援を行う。
- ○地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、生物多様性国家戦略の策定や Eco-DRR の実施に係る途上国の能力構築支援や、我が国の二次的自然の管理に関する経験を活かした SATOYAMA イニシアティブによる国際協力を進める。
- ○IPBES などを通じた生物多様性及び生態系サービスの評価に関して、我が国の知見を積極的に発信するなどの連携を進める。

【具体的な取組】

- ○我が国の自然環境の現状と変化を把握するため、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 等、国・地方公共団体等の各主体による生物分布等に関する継続的な調査・モニタリングの実施により基礎的情報を蓄積するとともに、それらを用いた重要地域等の可視化・評価、各主体による調査データの相互利用等を実現するため、オープンデータ化や API 連携を推進する。
- ○官民の有するデータについてのルールの標準化や、連携のためのルール作りを進める。
- ○衛星画像やドローン等を用いたモニタリング・トレーサビリティ確保に向けた技術実証 等の支援を行う。
- ○生物多様性保全等に資するグリーンインフラの計画・整備・維持管理等に資する技術開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支援する。
- ○生物多様性日本基金を通じ、途上国における生物多様性国家戦略の策定・改定や NbS の取組など生物多様性条約の実施を支援する。また、SATOYAMA イニシアティブにより 二次的自然の持続可能な利用に関するプロジェクトやランドスケープアプローチの考え方を組み込んだ国家戦略策定支援等を進める。
- ○IPBES 評価報告書への貢献として、日本の研究者の参加促進、技術支援委員会の運営支援等を進める。

【状態目標】

○「5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」においては、生物多様性保全を進めるための仕組みの整備や体制の構築に係る状態に関する目標を設定する。

(参考: 次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、全国的な自然環境のセンサス調査の 状況、生物多様性にかかる情報共有のための基盤・体制の整備の状況、自然環境保全に 関する技術の提供等の国際協力等が挙げられている)

【行動目標】

○「5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」の状態目標を達成するための行動目標を設定する。

(参考:次期生物多様性国家戦略研究会報告書では、調査を担う人材の育成や技術の導入、

SATOYAMA イニシアティブによる支援状況等が挙げられている)

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

国家戦略の実施にあたり、必要となる7つの考え方について記載する。

【記載のポイント】

① 科学的認識と予防的かつ順応的なアプローチ

- ・生物多様性に関する知識や理解は限られていること、一方で一度損なわれた生物 多様性を再生することが困難であることを認識し、科学的知見が十分でないこと をもって対策を先送りすることはせず、知見の充実を図りつつ、十分なコミュニ ケーションを前提に対策を講ずる。
- 取組の着手後でも状況を絶えず監視し、その結果を踏まえて適宜当該取組を柔軟かつ適切に反映させる。
- ・生物多様性の保全及び持続可能な利用は、長期的かつ継続的に多くの利益をもたらすことにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることも必要。

② 地域に即した取組

- ・多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されるべきであるととも に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する活動は一律ではなく、地域の知 恵や技術の活用と人材育成が重要。
- ・特に、地域の自然資本を活用した地域経済の活性化や地域の社会課題の解決には、 地域の主体性(オーナーシップ)のもとで取組が進められる必要がある。
- ・こうした活動地域間のネットワークを構築することで各活動を活性化していく視 点が重要。
- 生物多様性地域戦略は、持続可能な地域づくりの重要な手段。

③ 生態系や文化の繋がりを意識した流域単位の取組

- ・流域単位での森・里・川・海のつながりは、地域における自然の恵みの持続的な 享受に貢献する。また、広域的な連携による相互の補完・依存が、他の地域にも 良い波及効果をもたらす。
- ・流域単位の取組に当たっては、生態系のつながりのみならず文化のつながりも意 識して取り組むことが重要。

④ ランドスケープアプローチの推進

- ・ランドスケープアプローチは、環境の健全性と人々の福利の向上が統合された、 望ましい土地利用の実現を目指す手法。
- ・生物多様性とその他の社会課題の間でのシナジーとトレードオフを明確化し、自然的条件と社会的条件を統合的にとらえるランドスケープアプローチの取組を 進めることが重要。
- ・地域を一様にとらえるのではなく、地域ごとの多様なスケールで自然への関わり 方を考えることに留意すべき。

⑤ わかりやすさの徹底

- ・「生物多様性」の意味は多様でわかりにくく、具体的に何をすればよいのかがわ かりにくい。さらに、取組の効果を把握することが困難。
- ・施策の実施(インプット)から、それらの成果(アウトプット)、さらにはその 結果としての生物多様性保全等の効果(アウトカム)までの道筋をわかりやすく 示すことが必要。

⑥ 社会課題の統合的な解決への積極的活用

- ・継続的な取組の実施には、生物多様性への配慮を、社会経済的な仕組みの中に組 み込んでいくことが重要。
- ・幅広い分野の社会課題にNbS の考え方を取り入れていくことが重要。

⑦ 多様な主体の連携・協働の促進

- ・国から地域までの様々なレベルにおいて、施策間及び多様な主体間の連携強化を 図ることが重要。
- ・様々な計画との間でシナジーを図れるよう、関連する様々な取組が生物多様性の 保全と持続可能な利用に資するものとなるよう働きかけることが必要。
- ・地域においては、地方公共団体や地域の住民が主体となって、地域の特性に応じた計画づくりや取組を進めていくことが大切。

第2節 進捗状況の評価及び点検

1 国際枠組への対応

- ○ポスト 2020 生物多様性枠組における PDCA サイクルの強化について記載。
- ○報告書の提出やグローバルストックテイク等、国際枠組との整合を踏まえ、国家 戦略の進捗把握等を実施する旨を記載。

2 点検

- ○点検に当たっては第3章で設定した代表的な指標を使用することを基本とし、国 別報告書等の作成に当たり必要となるものには個別の KPI を設定することを記 載。
- ○点検の間隔については、2年に1度を基本とし、点検結果として関係省庁連絡会議においてとりまとめる。また、特に代表的な指標については、毎年把握し、生物多様性白書において掲載する旨を記載。

3 中間評価・見直し

- ○点検結果を踏まえ、国際的な動向も考慮し、中間年度に本国家戦略の目標及び取組それぞれについて、水準の引き上げや更なる追加的取組の必要性についての見直しを行うことを記載。
- ○中間年度以外でも国際的な動向や、国内情勢等により必要な場合は、見直しを行 うことを記載。

4 関係計画等との協調

○環境基本計画、農水戦略等の関係する計画等の点検等と作業を可能な限り共通化 し、共通する問題点等は併せて見直しを行うとともに、それら計画等へのインプ ットを行うことについて記載。

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

- ・地域に即した様々な主体の、生物多様性の保全に関する取組・努力の実施状況を、 広く集積・可視化するための報告・公表制度を構築し、得られた情報は分析・評価 し、その結果を施策の実施へとつなげることを記載。
- ・国際的な非国家主体の取組の把握の仕組みとの関係性についても記載。

第4節 各主体の役割

国家戦略の実施にあたり、縦割りを排除した連携を進めるため、各主体に求められる 役割と、期待される連携のかたちを主体別に記載。

【記載のポイント】

- 1 国
- 2 地方公共団体
- 3 事業者
- 4 研究機関(大学・博物館等)・研究者・学術団体
- 5 民間団体
- 6 国民

第2部 行動計画

【記載の方針】

- ○5つの基本戦略ごとに設定された行動目標ごとに、関係省庁による関連する施策を網羅 的に整理する。
- ○行動目標ごとに「基本的考え方」を示し、施策の位置づけを明確化する。
- 第1章 生態系の健全性の回復
- 第2章 自然を活用した社会課題の解決
- 第3章 生産・経済活動への生物多様性の内部化(ビジネスへの浸透)
- 第4章 生活・消費活動への生物多様性の内部化(一人ひとりの行動変容)
- 第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進